

(公 印 省 略)

分医発第3781号
令和8年2月5日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会常任理事 三 島 康 典

令和8年度（令和7年度からの繰越分）産科・小児科医療機関等支援事業に係る事業計画の提出について

今般、厚労省より各都道府県宛に標記通知が発出された旨、日本医師会から別紙のとおり連絡が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会関係医療機関への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

日医発第 1767 号（地域）（健Ⅱ）
令和 8 年 2 月 4 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 渡 辺 弘 司
常任理事 濱 口 欣 也
(公印省略)

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）

産科・小児科医療機関等支援事業に係る事業計画の提出について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 7 年度補正予算による厚生労働省の「医療・介護等支援パッケージ」につきましては、令和 7 年 1 2 月 5 日付日医発第 1454 号の文書にてお知らせしたところです。

今般、そのうち「産科・小児科医療機関等支援事業」について、厚生労働省より各都道府県行政に対し、実施要綱が示されるとともに、事業計画の提出が要請されています。各都道府県においては、管内の医療機関に事業計画の提出依頼を行い、2月27日まで（各医療機関から都道府県行政への提出期限は、これより早い日となります）に取りまとめ、厚生労働省に報告することとされております。

つきましては、急ぎ貴会管下関係医療機関に対し、周知方及び補助を受ける意向のある場合には事業計画を提出するようご連絡のほどよろしくお願い申し上げます。

記

<事業>

1. 分娩取扱施設支援事業
2. 小児医療施設支援事業
3. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）
4. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

- 各事業ともに、各医療機関から都道府県に事業計画の提出が必要です。事業計画の提出がない場合は、給付対象外となります。

各医療機関から都道府県行政への事業計画の提出期限は、各都道府県により異なりますので、行政へご確認ください。

- 国においては、各医療機関からの事業計画の提出状況を踏まえて、予算の範囲内の配分を行うにあたって検討を行う予定としています。
- 令和6年度補正予算事業とは、補助対象施設の要件、交付額が異なります（例えば、1では分娩の減少率に応じた基準額とする、4では近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していることを要件とするなど）。実施要綱をよくご確認ください。
- 交付額は、「①基準額」と「②対象経費」とを比較し少ない方の額に「③補助率」を乗じて得た額となります（各様式で言えば「国庫補助所要額」が該当）。

【○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援】

令和7年度補正予算額 72億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
(内線8048)

施策名:カ 産科・小児科医療機関等に対する支援

① 施策の目的

出生数や患者数の減少が進行するなかでも、地域でこどもを安心して生み育てることができる周産期医療及び小児医療体制を確保する。

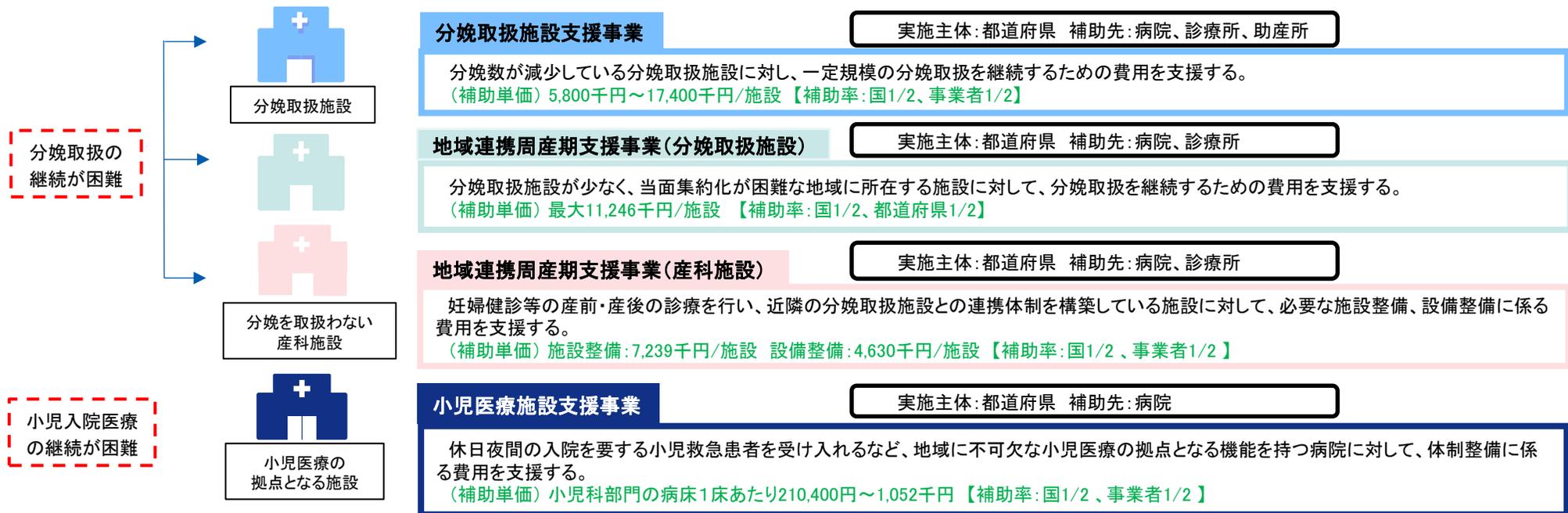
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ 地域で安心安全に出産できる体制確保に向けた取組を支援する。
- ・ 地域で救急を含めた小児入院医療が実施できる体制確保に向けた取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

産科施設や小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、施設の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることができる小児周産期医療体制の確保を図る。

医政発 0130 第1号
令和8年1月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）産科・小児科医療機関等支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「産科・小児科医療機関等支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

1. 分娩取扱施設支援事業

(1) 目的

本事業は、分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行い、出生数の減少が進行するなかでも地域で安心して子どもを産み育てることのできる周産期医療体制の確保を図るものである。

(2) 実施主体

都道府県とする。

(3) 補助対象

本事業は、アからウの要件を全て満たす分娩取扱施設の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 令和7年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること

イ 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること

ウ 令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること

(4) 交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。

① 基準額

1施設当たり、1,160,000円×分娩取扱件数減少率(%) (※)

② 対象経費

令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費×分娩取扱件数減少率(%) /100 (※)

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③ 補助率

2分の1

※ (令和5年度の分娩取扱件数－令和6年度の分娩取扱件数) / 令和5年度の分娩取扱件数×100 (小数点以下は切り捨て、15%を上限とする)

(5) 留意事項

本事業においては、令和7年度に下記補助金の交付を受ける分娩取扱施設は、交付の対象外とする。

ア 平成21年4月1日年医政発 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されるもの

イ 平成21年3月30日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

ウ 本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

2. 小児医療施設支援事業

(1) 目的

本事業は、入院患者数が減少している小児医療の拠点となる病院に対して、小児入院診療を継続するための支援を行い、小児人口が減少するなかでも地域で安心してこどもを生み育てることのできる小児医療体制の確保を図るものである。

(2) 実施主体

都道府県とする。

(3) 補助対象

本事業は、ア又はイの要件を満たし、かつ、ウ及びエの要件を満たす病院における小児入院診療の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 交付申請日時点において、令和5年3月31日医政地発 0331 第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院に相当すると都道府県知事が認めていること

イ 交付申請日時点において、令和5年3月31日医政地発 0331 第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児地域医療センターに相当すると都道府県知事が認め、入院を要する二次救急医療機関として、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整え、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること

ウ 令和6年度における15歳未満の延べ入院患者数が、令和5年度における15歳未満の延べ入院患者数を2%以上下回っていること

エ 診療報酬上の小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）について、交付申請日時点において、地方厚生（支）局に届出を行い、受理されていること

（4）交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。

① 基準額

1施設当たり、105,200円×入院患者減少率（%）（※1）×病床数（※2）

② 対象経費

令和7年度における、交付申請する小児病床に従事する医師・看護師・看護補助者に係る次に掲げる経費×入院患者減少率（%）/100（※1）

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③ 補助率

2分の1

※1 $(\text{令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数} - \text{令和6年度の15歳未満の延べ入院患者数}) / \text{令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数} \times 100$ （小数点以下は切り捨て、10%を上限とする）

※2 交付申請日時点における小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）の届出病床のうち、病院の運用規定等により小児専用として指定されている数

（5）留意事項

本事業においては、交付申請日時点において以下に該当する病床は、交付の対象外とする。

ア 休床中の病床

イ 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」の別添「救急医療対策事業実施要綱」に規定する小児救命救急センターにおける「専用病床」、及び地域小児救命救急センターにおける「小児救急患者の治療を行う病室」に該当するもの

ウ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業により補助対象となるNICU及びGCU

3. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

（1）目的

本事業は、分娩取扱施設が少なく当面集約化が困難な地域に所在する産科医療機関に対して、分娩取扱の継続に必要な経費の一部を支援することにより、地域の分娩取扱機能の維持を図るものである。

（2）実施主体

都道府県とする。

（3）補助対象

本事業は、以下の要件をすべて満たすと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた産科医療機関の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

- ① 令和7年度において、分娩取扱実績があること
- ② 令和7年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在すること
- ③ 令和7年度において、妊産婦の健康診査を実施していること
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること
- ⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること

（4）交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。

① 基準額

1施設当たり

- ア 分娩取扱期間 年間9月以上 11,246千円
- イ 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,500千円
- ウ 分娩取扱期間 年間6月未満 3,700千円

② 対象経費

令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な次に掲げる経費

- ア 職員基本給
- イ 職員諸手当
- ウ 諸謝金
- エ 社会保険料

③ 補助率

2分の1

(5) 留意事項

- ① 令和7年度に下記補助金の交付を受ける産科医療機関は、交付の対象外とする。
 - ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されたもの
 - イ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業
 - ウ 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）
- ② 交付を受ける産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

4. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

(1) 目的

本事業は、分娩は取り扱わないが、妊婦健診や産前・産後管理等を実施し、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築している産科医療機関に対して、診療を継続するための支援を実施することにより、近隣の分娩取扱施設の負担軽減とその他の産科施設との役割分担を進め、地域の実情に応じた周産期医療体制の構築を図るものである。

(2) 実施主体

都道府県とする。

(3) 補助対象

本事業は、以下の要件をすべて満たすと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた産科医療機関における施設整備及び設備整備に係る経費の一部を補助対象とする。

- ① 令和7年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降までの妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること
- ② 令和7年度において、分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること
- ③ 近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していること

- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること

(4) 交付条件

① 施設

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手しているものを補助対象とする。

② 設備

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了されているものを補助対象とする。

(5) 交付額

① 施設

次のアからウにより算出された額により、予算の範囲内で交付する。

ア 基準額

1施設当たり 7,239千円

イ 対象経費

産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

ウ 補助率

2分の1

② 設備

次のアからウにより算出された額により、予算の範囲内で交付する。

ア 基準額

1施設当たり 4,630千円

イ 対象経費

産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、下記の医療機器購入費

(超音波診断装置、診察台(内診台)、分娩監視装置)

ウ 補助率

2分の1

(6) 留意事項

- ① 令和7年度に下記補助金の交付を受ける産科医療機関は、交付の対象外とする。

ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業

イ 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

- ② 交付を受ける産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

5. 産科・小児科医療機関等に対する支援執行业務

(1) 事業の目的

本事業は、産科・小児科医療機関等に対する支援事業の各事業について、都道府県等が執行业務を行う際に生じる経費を支援し、補助金を速やかに支給することで、地域の医療提供体制の確保を目的とする。

(2) 実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに都道府県等が支出する産科・小児科医療機関等に対する支援事業の執行に係る経費を支援する。

(4) 事業の所要額

都道府県等が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

(5) 留意事項

産科・小児科医療機関等に対する支援事業の各事業の執行业務に係る委託費等の事務費や当該事業の執行のために雇用する非常勤職員の人件費（都道府県職員の人件費を除く。）も対象となるが、事業期間等を踏まえ、適切な必要額を計上すること。

事務連絡
令和8年2月2日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

産科・小児科医療機関等支援事業に係る事業計画の提出について

平素より、医療行政につきまして、格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

先般、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）産科・小児科医療機関等支援事業の実施について」（令和8年1月30日医政発0130第1号）をお示ししたところですが、産科・小児科医療機関等に対する支援について、下記のとおり、医療機関からの事業計画をとりまとめの上、提出いただきますようお願いいたします。

幣省においては、事業計画の提出状況を踏まえて、予算の範囲内での配分を行うにあたって検討を行う予定としております。

なお、事業計画の提出がない場合には、交付対象外となりますのでご注意ください。

記

- 1 回答方法
別添に記載の上、メールにて御回答願います。
- 2 回答期限
令和8年2月27日（金）17時
- 3 回答先
厚生労働省医政局医療経理室
E-mail: isei-kessan01@mhlw.go.jp
- 4 その他
報告いただく内容について、公表は予定しておりませんので、あらかじめ申し添えます。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経理室 決算第一係 杉本、坂西

E-mail: isei-kessan01@mhlw.go.jp

※引き続きメールでの照会にご協力ください。

分娩取扱施設支援事業 経費所要額調 様式

施設に記載・入力頂く箇所
 都道府県に入力頂く箇所
 厚労省記載もしくは自動計算される箇所（入力不要）

←都道府県名を選択																
No	医療機関名	補助方法	令和7年4月1日～9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること	令和5年度の分娩取扱件数	令和6年度の分娩取扱件数	令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数の前年比(-5%以上、-15%が上限)	分娩数減少率 (5～15で選択) ※小数点以下は切り捨て	補助単価	基準額	分娩取扱施設の運営に必要な医師・看護師・助産師に係る下記の経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・諸謝金 ・社会保険料	対象経費の支出予定額	選定額	都道府県補助額 (直接補助の場合は記載不要)	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (千円未満切り捨て)	備考
			選択	選択	件	件	%	A	B	C=A*B	D	E=D*A/100	F=C,Eの最少額	G	H=F,Gの最少額	I=H×補助率1/2
								円	円	円	円	円	円	円	円	円
記入例1	厚生病院	イ.都道府県が補助する事業（間接補	○	1118	1031	-7.8%	7	1,160,000	8,120,000	150,000,000	10,500,000	8,120,000	10,500,000	8,120,000	4,060,000	
記入例2	労働産院	イ.都道府県が補助する事業（間接補	○	202	130	-35.6%	15	1,160,000	17,400,000	31,400,000	4,710,000	4,710,000	4,710,000	4,710,000	2,355,000	
1						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
2						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
3						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
4						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
5						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
6						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
7						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
8						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
9						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
10						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
11						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
12						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
13						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
14						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
15						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
16						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
17						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
18						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
19						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
20						#DIV/0!		1,160,000	0		0	0		0	0	
合計																

小児医療施設支援事業 経費所要額調 様式

施設に記載・入力頂く箇所
都道府県に入力頂く箇所
厚生省記載もしくは自動計算される箇所（入力不要）

←都道府県名を選択																	
No	医療機関名	補助方法	小児中核病院 小児地域医療センター のいずれか	令和5年度に おける15歳未 満の入院患者 数	令和6年度 における15 歳未満の入院 患者数	令和6年度 における入 院患者数 (15歳未 満)が、令 和5年度に おける入院 患者数(15 歳未満)の 前年比(- 2%以上、- 10%が上 限)	入院患者減少率 (2~10で選択) ※小数点以下は切り 捨て	小児入院医療管理料1~ 3の届出病床のうち、病 院の運用規定等により小 児専用として指定されて いる数	補助単価	基準額	分娩取扱施設の運 営に必要な医師・ 看護師・助産師に 係る下記の経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・諸謝金 ・社会保険料	対象経費の 支出予定額	選定額	都道府県 補助額 (直接補助の場合 は記載不要)	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (千円未満切り捨 て)	備考
		選択	選択	人	人	%	A	B	C	D=A*B*C	E	F=E*A/100	G=D,Fの最少額	H	I=G,Hの最少額	J=I×補助率1/2	
								床	円	円	円	円	円	円	円	円	
記入例1	厚生病院	イ.都道府県が補助する事業(間接補助)	小児中核病院	736	713	-3.1%	3	30	105,200	9,468,000	280,000,000	8,400,000	8,400,000	8,400,000	8,400,000	4,200,000	
記入例2	労働病院	イ.都道府県が補助する事業(間接補助)	小児地域医療センター	521	428	-17.9%	10	18	105,200	18,936,000	240,000,000	24,000,000	18,936,000	24,000,000	18,936,000	9,468,000	
1						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
2						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
3						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
4						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
5						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
6						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
7						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
8						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
9						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
10						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
11						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
12						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
13						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
14						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
15						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
16						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
17						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
18						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
19						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
20						#DIV/0!			105,200	0		0	0		0	0	
合計																	

第1号様式_別表7(事業計画書)

地域連携周産期支援事業(産科施設)施設経費所要額調 様式

施設に記載・入力頂く箇所
 都道府県に入力頂く箇所
 自動計算される箇所(入力不要)

←都道府県名を選択															
施設名称	補助方法	令和7年度内に契約し、着工したか否か (○or×を選択)	補助対象となる工事内容 (例、診察室の改修工事)	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C)・(D)・(E)のうち最少額 (F)	補助率	選定額×補助率 (G)=(F)×補助率1/2	都道府県補助額 (H)	国庫補助所要額 (I)	既交付決定額 (I)	差引追加交付(一部取消)申請額 (J)
	選択	選択		円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
記入例 厚労産婦人科	イ.都道府県が補助する事業(間接補助)	○	診察室の新築工事	50,000,000	8,500,000	41,500,000	40,000,000	7,239,000	7,239,000	1/2	3,619,500	3,619,500	3,619,000		
記入例 県立厚労病院	ア.都道府県が行う事業(直接補助)	○	診察室の改修工事	50,000,000	8,500,000	41,500,000	15,800,353	7,239,000	7,239,000	1/2	3,619,500		3,619,000		
						0		7,239,000	0	1/2	0	0	0		
						0		7,239,000	0	1/2	0	0	0		
						0		7,239,000	0	1/2	0	0	0		
						0		7,239,000	0	1/2	0	0	0		
合計													0		

【留意事項】

申請時には、間接補助の場合には、選定額×補助率1/2と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額が申請額となる

I欄及びJ欄については、交付要綱の7による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

(A)総事業費は、地域連携周産期支援事業(産科施設のうち施設)に関わるすべての経費で、設計その他工事に伴う事務に要する費用も含まれる。

(B)寄付金とは、寄付者がその用途を、本事業に指定する寄付金をいい、用途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなさない。

その他の収入とは、評価額、徴収法定額等も含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりとする。

- ①法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。)に基づく徴収金、返還金等の収入
- ②契約違反による違約徴収金の収入
- ③既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額
- ④その他当該補助事業等に関する収入

(D)対象経費は、産科医療施設として必要な診療部門(診察室、病室等)の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

地域連携周産期支援事業(産科施設) 設備 経費所要額調 様式

		←都道府県名を選択																	
施設名称	補助方法	R7に契約し、納品されたか (○か×を選択してください)	超音波診断装置 の金額	診察台(内診台) の金額	分娩監視装置 の金額	補助対象品目 の小計額	総事業費	寄付金その 他の収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額 (C)・(D)・(E) のうち最少額	補助率	選定額×補助率	都道府県 補助額	国庫補助 所要額	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額	
							(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)=(F)×補助率1/2	(H)	(I)	(I)	(J)		
						円		円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
記入例	厚労産婦人科	イ都道府県が補助する事業(間接補助)	○	3,000,000	500,000	2,000,000	5,500,000	50,000,000	8,500,000	41,500,000	5,500,000	4,630,000	4,630,000	1/2	2,315,000	16,800,000	2,315,000		
記入例	県立厚労病院	ア都道府県が行う事業(直接補助)	○	3,000,000			3,000,000	50,000,000	8,500,000	41,500,000	3,000,000	4,630,000	3,000,000	1/2	1,500,000		1,500,000		
							0			0	0	4,630,000	0	1/2	0	0	0		
							0			0	0	4,630,000	0	1/2	0	0	0		
							0			0	0	4,630,000	0	1/2	0	0	0		
							0			0	0	4,630,000	0	1/2	0	0	0		
	合計															0			

【留意事項】

申請時には、間接補助の場合には、選定額×補助率1/2と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額が申請額となる

I欄及びJ欄については、交付要綱の7による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

(A)総事業費は、地域連携周産期支援事業(産科施設のうち設備)に関わるすべての経費

(B)寄付金とは、寄付者がその用途を、本事業に指定する寄付金をいい、用途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなさない。

その他の収入とは、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりとする。

- ①法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。)に基づく徴収金、返還金等の収入
- ②契約違反による違約徴収金の収入
- ③既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額
- ④その他当該補助事業等に関する収入

(D)対象経費は、妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費(超音波診断装置、診察台(内診台)、分娩監視装置)